

平成27年度 第3回 岸和田市障害者施策推進協議会 会議録

会議名	第3回岸和田市障害者施策推進協議会
日時	平成27年10月8日(木) 午後2時～午後4時10分
場所	岸和田市役所 新館4階 第2委員会室
出席委員	松端委員 大谷委員 岩佐委員 上野委員 寺田委員 加藤委員 松崎委員 松藤委員 今口委員 高田委員 山内委員 根未委員 原委員 佐藤委員 以上14名
欠席委員	浦川委員 岩田委員 叶原委員 岡本委員 以上4名
事務局	小林保健福祉部長 上田障害者支援課長 西河障害者支援課参事 宮内障害福祉担当主幹 寺本障害福祉担当長 田中障害福祉担当長 長谷川福祉医療担当長
傍聴人数	4人
次第	1 開会 2 議事 1 「第3次障害者計画の進捗状況について」 2 「その他」 1) 障害者給付金等支給事業について 2) 障害者差別解消法について 3 閉会
配布資料	1 第3次岸和田市障害者計画の進捗状況調書 2 具体的な転換施策案 3 障害者差別解消法の概要

会長あいさつ

皆さん、こんにちは。本日は、この障害者計画の進捗状況とそれからこの間ずっと議論いただいていた見舞金の給付事業について、ということでご報告があります。それから来年の春ですね、来年度から障害者差別解消法が施行されますので、それについての報告をということで、主に3つ議題があります。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、早速議事に入らせていただきます。まず議事録の署名人ということですので、私のほうから、今口委員と加藤委員にお願いしたいと思ひますがいかがでしょうか。よろしくお願ひします。

【議事内容】

1 「第3次障害者計画の進捗状況について」

会長：まず事務局から説明をお願いします。

事務局：資料に基づき、「第3次障害者計画の進捗状況調書」について説明。

会長：はい、ありがとうございます。31課に社会福祉協議会を加えると32の部署で様々な事業を展開しているわけですが、全部という訳にはいきませんが主だったところを説明していただきました。何か、質問なり、ご意見なり、ございませんでしょうか。

委員：単純な質問ですが、区分のところで継続と充実に分かれているんですけども、継続というところは予算このまま、充実は予算を乗せていく、という感じなんですか。

事務局：予算がそのままである、とか、増えているというところが主ではなくて事業の内容が

同じような形で続けているのが継続で、より良くしようとしているのが充実、というふう
に考えていただけたらと思います。もちろん予算的に膨らんでいるところが充実になる、
というところもあると思いますが、それだけではないということです。

会長：必ずしも予算とは結びついていないけれども、ということですね。その他いかがでしょ
うか。

委員：どの項目について、ということではないんですけどね、障害者を語るときに重度障害者
ということが一定の基準を設けるときに語られるわけですが、重度障害者という表
現につきましてね、精神障害者の場合、非常に現実との関係で矛盾があるんですわ。何か
といいますと精神障害者の場合は身体障害者のように、例えば家族会の例を言いますと、
身体障害者手帳を申請した場合に、それを判定するのに「疲れてはいけない」ということ
で30分にわけて2日間、2回に分けて行われるわけですね。それは、いろいろ数値化する
わけですわ。どの程度障害を、あるいは抑制を受けてるかということの数値化するわけ
ですね、ほとんどの部分を。ところが精神の場合はそれが不可能なんですわ。これは以前
から語られていることなんですけれどね、そういう意味で言いますとね、例えば、今回、
市担当課のほうから討議資料をいろいろ出されて、考え方も打ち出されたんですけど、そ
こでも一貫して重度障害者という表現がなされてまして、例えばタクシーの助成問題に
つきましてもね精神障害者の場合1級の手帳所持者に障害者に限定するということが打ち
出されていたわけなんですけど、その点で言いますとね、例えば1級といいますと、岸和
田の場合は1級から3級まで1,200人おられたと思うんですけど、そのうちの1級手帳所持
者が160人ほどでした。160人中で、現実に入院している方が3分の1おられる、そして
仮に家族と同居していても実質的には激しい閉じこもり等で知人友人もいない。だから実
質的には家族家庭病院みたいなね、家族病院みたいな形で閉じこもっているわけですわ。
従いまして160人、あるいは重度障害者1級と限定されますとね、100名切るかもわからん
のですわ。仮に実施されたにしても。だからその点で言いますと、非常に救われたという
か、目を向けられたという実感が湧きませんのでね、だから物事を実施しようとする場合
の尺度のおき方につきましてはね、やっぱり障害者問題については皆さん専門家ですの
でね、やっぱり身体障害者の場合、精神障害者の場合、知的障害者の場合、あるいは難患者
の場合、というふうに、もっと温かい目で見てもらってね基準を置くべきだと思うん
です。こんな話今更という感じがしないわけでもないんですけどね。私、このことをすごく
発言したかったんですけど第1回の協議会から第4回の協議会まで通じて、ずっと皆さん
が発言せないかんということもあるんで、自分は大分発言を控えてきたんですわ。いろ
いろ言いたいことがあったんですけど。時間を独り占めにするわけにいきませんし。まして、
自分の意見が取り上げられるまで語るというわけにもいきませんのでね、非常に遠慮して
ました。だけど、たたき台として示された書類にはいつも3障害の持っている不公平感を
解消すると明文化されていることが4回を通じてね、4回の協議会を通じて明記されてき
たなかでね、やはり私はその辺に希望も託してきたわけですわ。ところが前回の終わりに
会長のまとめの中にはそのことが入っていませんでした。しかしそこでも私は発言を抑え
ました。2時間の協議会の時間を、みんなで発言しあうということがね、大事だと思うか
らこそね、発言を控えたんですわ。従いましてね、やはり今まで精神障害者の場合は発言
の機会を失ってきたし、非常に発言することについて萎縮してますわ。これはそれなりの
理由があるんですけども。やっぱりあまり知られたくない、ばれたくないという意識に
なってくる人も多いですからね。運動団体としての弱みはね、昔からあったんですけど
もこれからは、それではいけないということで、小さな家族会を預かっているんですけれ
ども預かった以上は責任のある立場で、という事で極力発言はしようとしてきたんです
が、それでも相当控えてね、遠慮しながらずっとやってきてましたんでね、今後、協議会がず
っと進行していくであろうこの協議会の場の持ち方、テーマの持ち方、議論の持ち方につ

いて会長さんに期待したいと思いますしね、精神障害者と関係ないわということがあっても、やはり共感していただけるのであれば、意見もいただきたいし、その意味ではね精神障害者に対する理解を示していただけたのは、かけはしの施設長なんです。彼が重度障害者イコール1級の精神障害者に限定することの矛盾を少しでも和らげるという意味で、支援区分を考えたらどうだと、言っていたのですが、あの方のその一言だけで、ほかは一切精神障害者に対することの云々が語られずじまいでね、終わってしまいそうなので、非常にこの辺の協議会のあり方について、あるいはこれからの問題についても心配が多いし、むなしく思っているんですわ。申し訳ありませんでしたが、発言させていただきました。

会長：ありがとうございます。障害の程度を重い人から軽い人という形で分けるのはずっとあるんですけども、身体障害の方でしたらわかりやすいですし、知的障害の場合でも測定知能と社会適用能力という形で明確なんですけれど、精神障害の方の場合はそもそもの重度って何というのが難しい上に、実際のところは入院されていたり、ご自宅にいたりということで、対象が狭くなる上に実質、重度の方と限定しちゃうとサービスの対象からはずれてしまうのではないかと、そういうご指摘ですよ。ですのでどうでしょうか、例えば重度であるとかないとか枠をとったほうがよいというそういうご意見でしょうかね。

委員：その辺につきましては、私も正解だという考えはないんですが、しかしせめてかけはしの施設長がおっしゃったように、若干でもね、例えば、現在、出ていた案では160人でパーセントで言うと全（精神の）手帳所持者の14%の方が確か1級だったと思うんですが、その数字をね、身体と知的では40%台なんですわ。だから40数パーセントと50パーセント近い方が施策の恩恵によくしてるんですね。だからそこまでいっぺんに持っていかなくてもね、支援区分等を利用していただいてね、少しでも上積みしていただけたらね、うちの会員さんも行政に感謝もしますし、ありがたいとは思いますが、その辺が問題提起なんですけど。

会長：身体、知的の重度に該当する方の割合、それと同程度まであわせるもの1つですし、支援区分の中からあわせるのも有りかもしれないし。どちらにしてもこの件については、ご発言をいただくから顕在化しますけど、おっしゃる方がいないとなかなか気づきにくい問題だと思いますので、これから障害者施策を考えていくうえでは、必要なポイントかと思えます。

会長代理：ご指摘いただいた点、その通りかと思えます。ただ政策でやる場合は際限なく財源があるわけではないので、どこまででどういう風にしていくかというのは、これは話し合いをしていかななくてはならないだろうというように思います。特に障害支援区分の見直しが国の方でも進んでまして、これがどうなるかわかりませんが、アメリカの場合は話し合いですね、障害当事者の方と、その話し合いの中で必要なものをソーシャルワーカーが予算も持ってますのでね、それに対応するという形になっています。日本の場合は総枠、税金で全部やりますので、一定の総枠の中でどのように支給するかというのが、パイの奪い合いということになりますので、その辺の話し合い、先程のパーセンテージなんかもそこで合意できるのであればいいのではないかという風に思います。

会長：この施策推進協議会という話し合う場がありますのでね、ここで議論しながら、障害者差別、合理的配慮についてなんかもそうで、客観的に基準はあるというよりは、当事者が問題があるなといったときに、その該当する人たちとコミュニケーション、話し合いながら妥当な状況を作り出していこうということですので、積極的に議論していけたらな、ということですよ。

委員：進捗状況ですが、全部読ませてもらいましたが、よくわかりません。評価のつけ方がなぜこれがSで、なぜこれがA2なのか、何かわかりません。要するに自分たちが作ったものを自分たちが評価して、AかBかCかつけているだけで、第三者委員会などの誰かが

評価しているものではないと思うので、で、この評価はどこへ反映されるのかなと少なくとも課になっているから、課では協議していて部長レベルまでいっているのか、市長レベルまで評価は行くのか、あるいは市議員までいくのか、どの辺まで、この評価は行くのかなあとと思うのがひとつ疑問で、というのも自分でやって自分でつけているのだったらなんやねんと、我々一般市民からすれば、ええ加減にせえよと、我々の税金やのに、勝手なことに税金を使って、自己評価だけでやって何してんやと、それで何年かのスパンで見ても、いつまでもSになれへんかったら、目標をSと掲げているんやから、それをできない職員は「やってへんやないか、そんな者に給料はようやらんわ」と、もっとよくやる職員に変えてくれと、目標達成までやってほしいのが正直な意見かと思います。それと30何課と言っていました、よその課の評価は誰がするのかと、よその課がするわけですよ、これはあくまでも岸和田市障害者計画やったら障害者支援課がメインやったら、障害者支援課で「なぜこれがAやねん」とか「いつまでたってもCやないか」と「Sになるまで頑張れ」とハッパをかけるのか、というのも疑問やし、なにかよくわからないうちに、自分たちでやって自分たちで終わらせているんかなと思ったのが大きな疑問です。それともう一つこの書き方ですが、最初に説明があった障害虐待防止の事案でもね、立ち上げて何回か部会をもってしているんですよ、それならSでもいいのでは。何を持ってSになるのかと、A1にしている原因は何やねん、と、続けて継続してすると言うが、何を続けてやるのかと、会の持ち方が12回で少なかったら、24回やるのがSになるのか、さっぱりわからない。なんでA2なのかネットワーク会議でも、ネットワークをやりました、連絡協議会を持ちました、引き続きやります。それやったらSでいいのではと思ったりね。そのへんのなぜA2なのかSなのかわからない。もう1つわからないのか、人権推進課の、広報ありますよね、それに載せるだけでSをつけている。載せるだけでSがつくんやったら、障害者支援課もやったのならSでいいのでは、と。それと人権推進課にも言いたいのが広報は7万いくら配布したと書いていたが、広報は自治会を通じてしている。自治会に入っていない人はどうするのか。貧しい人とかなかなか自治会に入れない。そんなように入っていない人ほど問題を抱えている。その人たちに情報を提供しないで、どうして全部やったといえるのか。その広報の持ち方も問題だと思います。なぜ新聞の折込にしないのかと。おかしいことだと思っている。問題ある人は低所得者とか自治会に入っていない人です。その辺に情報を伝達しないでなぜSをつけているのか、思ったりします。もう一つ項目で言えば助成金でタクシー助成金かな。タクシー助成金で何千万を使って、来年は何千万を予定していますと、施策転換をして、タクシーのほうにプラスするのだと思っていましたが、これはプラスされていないね。人数が増えたからその分だけ上積みしている感じで、施策転換したらきっちりとタクシーのほうにも数字であげてほしいなあと思ったのと、それから同じぐらいのお金を循環バスに増やしていますね。この巡回バスの費用対効果を上げたのかどうかかわからないが、どのくらいの方が利用したのかかわからないが、ものすごくお金が入っていますね。前の会で言ったのですが、タクシー助成をするのは、公共交通機関が利用できないから利用するので、例えば南海バスに対して障害者も乗りやすいようにとか、そういう風に持っていったらどうですか。そうしたらタクシー助成とか、ローズバスとか、その辺はアタックしたのかどうかはわからないが、一般交通機関で障害者の方が利用できるように要綱をやっていただきたいなど、思います。ま、ひとつひとつの項目はあれですが、こんな感想です。

会長：有難うございました。一つは区分の根拠はと、何を持ってそうなのか、というのが一つ、結局これって自己評価でしょ、ということですけど、これは担当課が自ら付けているのか、障害者支援課の方で他の部局のものもつけているのかと。誰が付けているのか、というのが2つ目です。この評価は、現にここでは、「こういう状況です」という報告があるのですが、そのほかにこの評価がどのように扱われるのかと。この3つですかね。

委員：一つ言い忘れました。長いスパンで、4、5年のスパンですよ。直ぐにわかるように経年で、25年度はA2、26年度もA2で27年度にSになったと。段階的に書いていただいたら、頑張っているのがよくわかるのでは。経年で書かず単年度だけなので、経年で書いてくれば、もっとわかりやすい。

事務局：貴重なご意見有難うございます。この評価につきましては障害者計画のこの施策については策定年度に障害者団体の方とか市の関係機関とかが集まって、どんな施策をしていくかというところで決まっていたかと思えます。それで各担当課がこの事業を障害者計画として位置づけて、どのような形でその事業ができていくのかというところを担当課が評価している、というところがございます。ですから、「できている」「だいたいできている」「まったくできていない」という感じで、ここではSからCまでという区分で担当課としては区分分けを考えさせていただいている、ところです。誰が付いているのかというところは各関係機関の担当者ですけれども、これは課長の決裁を取ってくれていると思えますので、課として評価をしていただいているところです。この評価がどのように扱われるかという点ですが、それぞれの担当課がこの計画を策定していきますので担当課がそれぞれこの障害者計画に基づいて事業を進めていっていただいておりますので、それを年1回こういった形で、障害者支援課が見た中で、進んでいないところは必要になるかとは思いますが、なかなか十分にできていないところが反省点となりますので、今後さらに気をつけて、進めていけたらなと、思っております。

会長：そういうことで、担当課が自らつけるということですね。ただ、つけるときに、回数などの数字であればわかるんですけど、例えば会議でしたら、何回以内という回数の話とその会議によっては会議の目的に達したかという効果の話もあるので、実際には単純に数値化しにくくて、ではその効果も数ではかれるものもあれば、そうでないものもあってその辺がSとかA1を付ける時の主観的な面もあるかなということですね。付けられた評価がこの施策推進協議会上がってきますし、その前の段階では障害者支援課が取りまとめるということなので各課にしてみると事業の名前があって全然チェックが入らないというよりは、それ自体の進捗状況を常にチェックしますし、市全体としても業務評価していますよね、この計画だけではなくて市全体が各課の事業評価していますよね。

事務局：はい、市の事務事業評価はしております。

会長：ですよ。それが今度、予算に反映されますよね。ということですので、こういう形で評価して、この会自体がオープンですので、こういう形でオープンに出して進んでいるのかいないのか、ここでSがついていたって形式上は満たしていても、実質的にはダメじゃないか、ということもあるかもしれませんね。ということですので、これは第3次の計ですけどこういう形で計画をチェックしながら次の計画に不備があれば盛り込むとか、あるいは計画の評価の仕方なんかについても、より積極的な、具体的な提案をいただくといいのかなと思いますけれど、第三者的に評価するといあるんですけど、これだけ膨大な事業があるとなかなかです。

会長代理：ご指摘いただいた点、そのとおりです。ただPDCA、マネジメントですよ。なぜ評価するのかというと、その政策目標に対してどれぐらい可視化して、どれぐらい足りないか、というところをまず自らが知るということ、これがまず1点。それで努力していただかないといけない。それをこの施策推進協議会が評価をするということになるわけです。進捗状況いってないのでは、とか。これはもっといい評価を付けたほうがいいのではないかと、とかそういう議論もここでしていただく必要もあるかなというふうには思っております。確かにこれだけの量を全庁であげて、評価する物差しといえば一つではないだろうと思いますので、そこはそれぞれの課で自己評価をして、こういったところで確認をする。さらに意見があれば各課にまわして返してもらおう。先ほど委員がおっしゃったように経年でどうなっているのかというのは、追ってみたらいいのではないかといい気はいたし

ます。

会長：有難うございました。どう活用していくか、という点が重要だと思いますのでね、ここで共有しながら、経年評価があれば、順番に良くなっているかとか、停滞したままなのか、逆にうまく言っていないのかわかるかと思います。そういう部分もしていけたらなと思います。

事務局：来年度の評価の時にはそのようにさせていただきます。来年度でこの計画も終わりなので、並行して見直しというか、新たな計画をつくっていかなくてはと思います。

会長：そのときに計画・評価のあり方もぜひ盛り込んでいただければと思います。そのほかいかがでしょう。

委員：医療機関における障害に対する理解の精神ということで、前回も若干触れさせてもらったんですけども、精神障害者に対する、特に歯科医ですね、歯科医の取り扱いに非常に問題があるということで、家族から非常に不満の声が出てまして、激しい場合は、精神疾患の所有者だから面倒見れません、とかで拒否されたケースもあるようです。そのことを大家連が問題にしまして、具体的に氏名・日時について列記してメモしてくれとその人に言ったのですが、その方は、気まずい思いもするので、その踏ん切りがつかずに結局、詳細を報告できずに終わっているんです。それと、訪問診療で前にも少し触れさせていただいたのですが、やはり、徹底的な面倒を見てくれない、というところを私も目撃して印象を深くしたんですが、やっぱり健常者の場合は、病院・クリニックに行って、ものをしっかり噛めるかどうかまで、実技を通じて医師は確認をされるんですが、訪問されたところを、親御さんに頼まれて私も見たのですが、非常に事務的で、医師が玄関から出ていったら、せっかく入れた入れ歯をはずしてしまうんですね。理由を聞くと、痛いというんですわ。だからそういった面で、自分の体の不調について、相手に正確に伝えられないとか、遠慮とかが非常にありましてね、困っている方が多いんです。従いましてその事の1点と岸和田の市民病院の件で去年に1件と、先週に1件、電話がありまして、その人はまずインターネットで探して大家連に相談の電話をして、そこで岸和田の家族会に電話するように言われたそうです。その内容はお二人とも岸和田の市民病院、実態については現認しておりませんが、人事異動、配置転換が多いようです。精神科医の。それも短期にめまぐるしく代わるということで、親御さんが非常に気にしているんです。そうすると代わる度に薬の量が変わる、ということがあって、それだけでなく薬の弊害が寿命にかかわるところまで発展しかねない病気ですので、そういった点で相談を受けたんですけども、答えることができませんでした。転院も考えてみては、とも言いましたが、言うてはいけないことですが、言ったんです。精神加療の場合は何年もかけて本人の状況、内面を調べてもらって、把握したうえで治療してもらうのが本来なのに、1年や2年で代わられたのでは、正確な治療がしていただけない、ということもあるので、思い切って言ってしまったんですけど、そしたらどこがいいんだと話が来て、それも困ったんですけどね、私は何にもわからないままに会を預かったもので、相談できるところにいっぱい行ったんですが、その中で精神病院も4軒ほど行ったんですけども。その中の1件が対応が優しくてね、時間についても邪魔くさそうな扱いをせずに、親切丁寧に教えてくれて、もっとわからないことがあったら家族会の運営にも協力しますよと、いう病院が1軒ありましたので、そこを紹介したんです。病院にもその旨をお伝えしたんです。早速その方からその病院に電話が入りましてね、結果は聞いていないんですが、おそらく転院をされたのでないかと思います。市民病院は事業管理者は市長だと思うのですが、そういう点でチェックをできればお願いしたいし、精神患者が頻繁に医師が変わることによって、不安な声が出ている、ということで、調査をお願いしたいんです。

会長：2点ですね。一つは歯科診療の際に、障害があることを理由に拒まれたケースがあるということですね。これはもう明確に差別になりますので。やっぱり声を上げていただく必

要があるかと思えます。そこで泣き寝入りしてしまうと、結局表に出ないので、しっかりそういうことがあったとおっしゃっていただいて、対応の仕方はいろいろあると思うんですね。同時に啓発もしていかないと、今日は差別解消法のお話もありますけれども。確かに啓発もしながら認識を高めていくということが必要になります。市民病院については精神科の医師の異動が激しいと、これは実態を把握していただいて、もしそうであれば、ただ医師もカルテがあるのでそんなに処方の内容が変わるとは思えないんですけど、精神科の場合ですとの方がどういう状態であるかと見ることによって、他の病気と比べたときに医師の判断が非常に大きいかも知れませんね。それは不安があるかということ。

事務局：市民病院は医師を大学から来てもらったりとかで、なかなかずうっとというのは難しいところもあるようです。医師が代わってしまうというのは団体さんからもご意見は聞いてますし、市民病院の方も認識はしてるかと思うんですけども、事業との関係がありますので、またその点につきましては、こちらから伝えておきます。

会長：代わってしまうのは仕方ないところもあるんでしょうが、やはり一貫した治療方針が必要なんじゃないかな。そのほか、いかがでしょうか。

委員：何回も申し訳ないです。先ほど会長代理が言いましたように、この進捗状況は施策推進協議会が承認したような形になるんですか。それならもっと皆さん言いましょよ。これを皆さん承認したことになりますよ。よろしいんですか。そういう位置づけやったら大変やし、この間の給付金のことと一緒に、この会が承認したからいつている、ということで、思っていることを言ったらいいと思います。1点わからなかったのは、24ページですが、特障手当のこの人数がどうなっているのか、事業内容と予定と、いったいどの人数が正確で、それぞれの対象が何人なのか、これだったらわからないです。人数が全然あってこない。間違いではないですか。あとでいいので確認しておいてください。

会長：調べておいてください。多分、実際の人数的の方と支給したトータルの方と、ということかと思えます。わかりにくいのは事実なので。それから承認といわれましたが、承認というよりは、報告を受けて、我々が確認をしている、ということですので、決して完全系ではなくって、そういうご指摘を踏まえてより良い評価の仕組みを考えていけたらなと思います。

*実績は延べ人数、予定は対象者の実人数であり、今後、比較しやすいように改めていくことを後日文章で報告。

委員：いいご意見をいつもいただいて有難うございます。私たちもこういう感じで見せていただいて納得しているような感じです。逆に福祉計画でも、こんなふうになればいいなあ、という希望的な部分たくさん書いていただいているんです。この間、見舞金が代替施策に変わるといってことで肢体不自由児父母の会のほうでもね、会員さんが集まって、こんなふうに見舞金がカットされて、ほかにどんな施策を皆さん望まれますか、という会議を持たしてもらったら、私たちが日ごろ集まっている人ではない、重たい子供さんの医療的ケアの子どもさんのご家族の方がね、ほんとに赤裸々に話をされましてね、かえってこれ良かったなあとあってね、で、その方が今この中身を見て「これをしてくれたら助かる」ということがここには書かれています。例えば、その方がおっしゃったのはね、中途障害なんです。池にはまって元気なお子さんが、ある日突然、医療的にケアを受けないといけない状態なんです。元気でお祭りの大好きな子どもさんだったんですけど、お祭りの時には、もし急に病院に行かないと行けなくなったら、道がふさがっているんで、そのときは病院に直ぐ行けるように大阪城公園に遊びに行くそうです。岸和田でおったら間に合わない。その子どもさんは岸和田支援学校に通っているんですけども、痰とかをとられないから、バスに乗せてもらえないんですよ。ご家族の方が毎日毎日車に乗せて学校に通っているんです。そしたらお母さんかお父さんが学校に連れて行きますよね。24時間その子どもが呼吸をしているかどうか、誰かが見ていないといけないんですよ。子どもさんは生きていた

いから呼吸したいんやけれど、何かの拍子で止まっちゃうんですよ。だから誰かが見ていないといけないんです。今されているのはご家族2人が一生懸命見ているんです。24時間親御さん二人で見ているんです。そしたらどうされたかという、お父さんは公務員だったんですが仕事をやめちゃったんです。いまは退職金で生活をつないでいます。けどもほかに兄弟もいるし教育費もかかってくるだろうから、とても不安でいっぱいなんです。でここで、医療ケアというところに線を引いて、それもしに緊急性が高いから先にやろうと思ってくれたら、そこのおうちの方は本当に助かると思います。福祉は何から順番にしていったらいいのかなあと考えていったら、緊急性の高い人から先にしてもらえれば、同じ、さきほど精神の方もおっしゃっていましたが、重度軽度ではないんやと、緊急性の高い方からまず、次は長年言い続けてきて、これはどうしてもやってほしいという声が長年にわたって続いているものを次に、というふうに考えてもらったら、その医療的ケアの必要なお父さんのおっしゃっている、自分は会社を辞めたと送迎も家族でやって学校は奥さんがずっとついている、奥さんはへとへとになって家に帰ってくる。そして家では年老いたお母さんが晩ご飯を作っているんです。そして晩は息が止まらないようにお父さんが見守っていると、仕事いけませんよね、これ。そしたらこのお父さんに仕事行かせてあげられるように何か緊急にしてあげてほしい、と思います。何が先にしてほしいかという教育の機会というか、支援学校の送迎がバスで無理なんやったら、今お母さんは車に乗せて走っているんやから、福祉車両に看護師さんに乗ってもらって、岸和田支援学校にはバスに乗せてもらえない子どもさんが7人ぐらいいらっしゃるそうなのでピストンで行ってもらおうとか、で、あとそういうクタクタなご家庭、兄弟ほったらかしでクタクタなご家庭のレスパイトの場所を確保してもらえれば、これは緊急性が高いのではないかと思っ、て、こんなは、この前に代替施策の話が出て、私もほんとにしんどい話を聞かせてもらってぜひ今日はお願いしたいと思います。

会長：その他の2番目のところが関連するんですかね。

事務局：特に代替施策の中には医療的ケアは入ってはいないのですが、医療的ケアにつきましては別で充実していかないといけないというところは考えていましたので、今は送迎等ではできていんですが、日中一時支援という形で事業所に看護師を配置して、というところから始めて言うておりますので今後こういった形で医療的ケアの方をフォロー出来るかというのは、考えていかないといけないというのは認識しているところです。

委員：重点項目に入れていただいていますもんね。進捗状況のところではね。こういうのを見られたら喜ばれると思います。

会長代理：少し整理させていただきたいなあとと思います。1点目ですけれども医療の件、これはどこかで親切なお医者さん、そういう社会資源マップみたいなものが、歯科医師に限らず、本当は皆が見てもらうのが一番いいんですけれども、なかなか全部が全部、優しくしてくれるわけではないので、そこは自分の身を守るうえで「どこのお医者さんが親切だ」というようなマップなんかを、これは行政がやっても、根拠、いわゆる差別しているのかということになりますので、利用者の範囲でランクを付けたりとか、という形で直ぐに利用できるような社会資源というところを利用者による目線でマップ化できないか、共有化できないか、というのが1点です。これはやはり、てんかんのある子どもたちでもそうですし、発達障害でもそうですし、うろうろしたら診られへんとか、ということで医療が適切に受けられない、受けれたとしても南大阪では市内まで行かないと歯科治療が受けられない、という現実もあって、そういうところの現実を岸和田で医療を作っていくかというのは、これは一定の利用者の目線で、そういったマップ化を図らないといけないのかなあと、社会資源を明らかにするということですかね、ということが1点。それから2点目ですけれども、先程いただいた中で学校の問題、これはやはり教育委員会、教育保証になると思うんですよね、それはやっぱり学校が通学保証してもらわないとあかんし、それがやはり本来

の政策のあり方だとおもいます。補完的に、じゃ岸和田市はやるけれども貝塚市はできない。同じ医療的ケアが必要でも、そんな格差があつていいのか、そうではなくって支援学校のいわゆるきちっと通学保証してもらおう。それからきちっと声を上げていかないといけないだろうなあと思っています。で、そういったところの交通整理といいますかね、それはこころへんでしながら、先程おっしゃっていただいていたように、緊急性、重要性というところで政策判断をしていくことが大事なのかなあと考えます。

会長：それと、あと差別解消法の合理的配慮にも関係してきますよね。そういう障害がある、学校に通おうと思うと、通学のところで医療的ケアも含めてね、対応が必要である、バスではそれは無理だ、だから親が負担しなくちゃいけない、というときに、それは親が負担しなくちゃいけないのか、教育の機会の保証という観点から見たら、これは法的に保証すべきものか、みたいなことなので、それは、今、ご苦労されていることを代弁していただいておりますのでね、これを広く共有化して、具体の対応策を考えていけるようにしたいですね。

委員：ですからこの岸和田市も長年福祉都市と言われているだけあって、肢体不自由の方がしのみ学級というところに通っているんです。ここにはタクシーの助成があるんですよね。そういうふうに岸和田市は福祉を積み重ねていただいているのでね、言えばわかってくださっている市と思っているので、この医療的ケアの方の話を聞き、おうちの方に行かしていただいて、本当に大変なご様子を見ました。ご年配のお母さんが家事負担、かなりされていると思います。若いご夫婦は兄弟があと二人いらっしゃるのですね、3人子どもさん育てるのに、一人の子どもさんに多く手をとられて、あとの二人の子どもさんも寂しい思いをされているだろうなあと、思いますので、ぜひこんな緊急性の高いところに、手を差し伸べていただきたいと思います。

委員：この進捗状況をずっと見ていくと暮らしの場に対するものが進んでいないなあと、BとかA3になっているんですね。共通すると思うんです「地域生活支援拠点」の問題もあると思うのですが、代替施策でもお話が出ていたと思うんですけれども、こういうことに対して、「実施に努めます。」と一言で終わっているところがあるので、もう少し詳しく市のほうでも対応を変えていただきたいなあと、これを見て思った次第です。

会長：オープンになっていますからね。いつまでも進んでいないままだと、本当に言っていきますんでね。委員が懸念されているように、書いて終わりではなくって、こうやってオープンにしている以上は、それを見て我々がきちんと「これどうなっているの」ということで、少しでも施策が進んでいくように、ということと、緊急性の高いものに関してはね、ご家族のご苦労を考えると、想像を絶する苦労ですので、ま何とか、していきたいなとは思っています。

委員：頼まれたので代弁いたします。「あゆみノート」をもっているんですけど、ここでは錦の御旗みたいに、あゆみファイルがあればどこでも通用すると、書いてあると理解したんです。ところがその人から聞いたらあゆみファイルを持っていても、どこの医療機関に行っても一から相談しないといけない、何の役にも立たない、どうなっているのだと、聞いてくれて言われたんですが、あゆみファイルは障害者支援課が主ですか。どこか他が提案したんですか。あゆみファイルは共通で、本人が書いて、あちこちにもっていくのか、あるいは相談機関に行ったときに医療機関が書いてくれるのか、相談機関が書いてくれるのか、どうなっているのか。あゆみファイルを持っていても何にも役に立たない、ということでしたが、どうなってますか。

会長：それはいろんな機関に行ったときに情報を共有してというのが趣旨でしょうけど、実態としてはどうなっていますか。

事務局：その担当課は障害者支援課ではなく、詳細は直ぐには答えられませんが、また答えられればと思います。

委員：あゆみノートを忘れていました。うちの子供が高校生の時ぐらいに作ってもらって、今25歳なんですけれどもね、とうにどこかにいって、ありません。子どもの状態は変わりますし、あまり役には立っていません。マイナンバー制はすべてがいいとは思っていませんが、例えば2020年ぐらいになったら医療の電子カルテみたいになって、何もかも全部雇われている会社にも知れ渡ってどうかと、思うんですが、障害を持っている子どもに関しては、いままでの病歴がずうっと誰にでもわかって、私が死んでも、それを見たら子のこの今までがわかってくれたらどんなにありがたいかなと思っています。それは本当にうちの家族全員が、自分が生んだ子のことが理解できているかなと。

会長：だから趣旨としてはあゆみノートがあったら、どこに行っても基本的な情報がわかってお医者さんなり、先生が支援するときの手助けになるという趣旨ですけど、どう活用されているのかというと、実りある物にするためには、そういう声を踏まえたいうえでしていかなくてはならないでしょうね。

委員：今、相談支援って言うのがありましてね、その相談事業の中で、一人の人が作業所に行ったりするとき相談支援の方が全部記入されていて今後の支援の方法を変えていくのも全部記入されていると思うんです。今せっかく相談支援というものができてきてるので、それをもっと充実させるとね、あゆみノートの代わりになるのではという感じがするのでね、これはスタートして間がないんですけどももっともっと活用するという、子どものときから大人にいたるまで、全部ファイルができていくとねそれを全部持っていていただいたらすべてのところで通用するのではないかなと、せっかくできている相談支援なのでねその辺を充実したほうが早いかなという気がします。

会長：相談支援センター間のネットワーク、サービス事業所とのネットワーク、それからあと医療機関。それが電子化されるともっと自由に、あとはプライベートな情報なので管理が難しいですが。そのほかいかがでしょうか。
それでは、次の報告にまいります。

事務局：議事(2)岸和田市障害者(児)給付金・難病者(児)等見舞金支給事業について報告。

会長：有難うございます。この件については、8月25日に私より市長にということで、原則継続をお願いしますと。ただし、できない場合は具体的な施策として地域生活支援拠点の整備等広く障害者の生活に資するものを、ということで意見書をまとめさせてもらったんですかね。その後、市のほうで協議していただいた結果、継続はやはり困難なので、具体的な施策として、サービス給付という形で転換を図りたい、その案として優先順位が1から7までありますけれども、ご要望の多いこうした施策に振り分けたい、ということでよろしいですか。

事務局：はい。

会長：先程の委員の話はどうなりますかね。例えばタクシーチケットの配布で精神障害者の方が含まれていなかったのが入っているんですけど、先程の話では重度と認定された方になってしまうと実質、とても限定されてしまうので、ということですよ。

事務局：このタクシー助成事業につきましては、現在もこの対象の方すべてに支給するとなるとすごい金額になります。現在、約40%の人になりますので、それでもこの26年度決算の実績では2599万円、2015人ということになりますので、この事業を拡大していくにはなかなか、この給付金を使ってもまかないきれないということになりますので、今は手帳の等級で決めさせていただいているという状況なんです。この内容につきましては今現在の要綱に基づいた部分で重度のタクシー障害者助成事業ということで対象者を出させてもらったんですけども、この辺も、来年度すぐにこの形っていうのはなかなか難しいかと思えます。もう少し、やはり検討していかないといけないというところもあるかとは思いま

すので、ここに出させていただきますのは、あくまで現時点で担当課が考えさせていただきましたものでございますので、給付金の代替施策は来年全部これを一斉にできるかどうかというのは、まだ決定機関でも決めていかなければならない部分ですので、その財源を活用して順次、施策の転換をしていければなと思っております。

会長：有難うございました。いかがでしょうか。

委員：意見書の中の記の欄の上から5行目ですが、「障害種別間の不公平感は拭えない」と、載っているんですが、「不公平感」ではないですね、「不公平」が残っていると私は思っているんですが、不公平感と抑えられると、少し弱いのではないかなと思います。それと、ものすごく親切だなと思ったのは、現金給付からサービス給付へのアンケートをされたんですが、結果がわかっていたと思います、当初から。やはり少額といえども、健常者でも明日の生活、将来の生活を設計しにくいなかで、大学出ても奨学金の返済で何十年もかかって、返済しないといけない、結婚しても夫婦そろって奨学金を返しているんだと、ましてや正規職員になるのは、30%が非正規やという世の中で、全体がこうして疲弊しているときに、やはり障害者の生活を面倒見てあげるとするのは当然の発想やから、削ってもよろしいかと、そういったアンケートをとってどうなるんだと思っていたとおりで、やはり皆さん切実な声を出されたなと思っております。それと先程も言ったように、タクシーの件ですけれどね。26年度実施でこれは約1,600万円になっていて、27年度予定では約1,800万円、金額で200万増えて、人数で100人増えているんですが、これもやはりそれを利用して自立やら地域移行に役立っているのは非常にいいことなんで、そういった点で、こういう実績から考えても、3障害の格差からみても、申し訳ないんですが重度障害者に限定するということは、支援区分ということも、かけはしの方から話も出ましたんで、なんとか考えていただければありがたいと思うんです。

委員：賛成です。精神の方は一定されないとと思うんでね。病状が。知的とか身体は固定化しているんですよ、障害が。精神の方は固定化されていないので、そのご意見に賛成いたします。

会長：是非、杓子定規なくくり方ではなくって、実態に即した、もともと給付されていたものを障害種別間の不公平を解消するために使おうというのですから、ご家族の意向も十分踏まえた上で、その声を汲み取った形にした方がいいと思いますね。これまだ案ですので、これからまだ詰めていくことになると思います。貴重なご意見かと思っております。そのほかいかがでしょうか。

委員：先程、事務局の方からご説明のありました、今まで年間で、この見舞金・給付金に概ね7,500万円ほどの費用を要していたと。これが単なるタクシー助成の分だけで端的に考えると1,600万円ほど費用はかかる。27年度は1,800万円ほど。ほかの計画もありますけどこれがすべてトータルしても7,500万円に変わらないという事務局の話ですが、変わらないのですか。

会長：有難うございました。トータルの額とタクシーチケットの件ですがいかかですか。元々、給付金は7,500万円ですよ。ところがタクシーチケットのお話でしたらせいぜい1,800万円ぐらいじゃないですか、ということです。

事務局：この事業だけではなく7事業を全部すると同等額ということなんですということになります。

会長：タクシーチケットが一つ目、相談支援事業が二つ目、三つ目が移動支援事業、四つ目が住宅改造の助成、五つ目が医療整備事業、六つ目が地域生活移行支援事業、七つ目がグループホームの家賃補助事業、7つをあわせた額とこの7,500万円が相当するということでしょうか。

委員：トータルの金額はだいたいこれまでの給付金見舞金の額とほぼ変わらないというお答えでございませうけれども、我々視覚障害者の立場から考えますともちろんこの制度が残される

ということを強く主張したんですけれども、これはどうしても認められないと、打ち切りということになりました。それで端的に我々視覚障害者から考えますと、新しい転換施策になることによって我々にとって何の支援のプラスにもなっていないわけですよ。こういうことではなく、これが実際問題、障害者として毎日生活するために、もっと目に見える形で明らかにしていただく、そういう計画をうち出してほしい。このままだと視覚障害者の会員の人たちは何のメリットもない、ただこの施策が変わったことによって、幅広く障害者の対象者が増えたというだけで自分たち視覚障害者にとっては、なんら変わっていないわけですよ。ましてやその打ち切り、廃止の分が見舞金給付金が打ち切り廃止、こういうことで大きなマイナス、デメリットである。それ以外の何者でもない、私どものほうは、はっきり言って不満な気持ちでいっぱいです。

会長：視覚障害の方の観点からみたら、対象は拡大されても、元々視覚障害の方が対象になっていますんで、実際には、見舞金がなくなるだけで、サービスは広く増えましたといっても、ということなので、という観点も考慮に入れる必要があるかと、思いますね。そのほかいかがでしょう。

委員：前回とか、会長のほうからも市長の方に提言申し上げたような、皆さんのほうに平等にいけるように地域生活支援拠点の整備を提案させていただいたと思うんですけれども、それはこのことは、その一つ一つは含まれているとは思いますが、全体的に、そういう提案はないんでしょうか。それを楽しみに来たんですけれども。

事務局：この地域生活支援拠点につきましては、給付金の代替という中では相談支援というのは入っているんですけれども、市として今後、この協議会、あるいは自立支援協議会で、どういったものにしていくかというのを今後検討していかないとはいけませんので、実際、今の段階で、イメージ、あるいは代替施策のここに入れるというのは、はずさせていただいています。

会長：これは28年度から実施分と言うことですか。

事務局：それが全部できるかというのは今の段階では無理かと思うんですけれどもタクシーの優先順位はあるんですけれども、当課として考えているのは、相談支援というところを充実させたいというのがございますので、それがメインでできれば来年度、というような思いはあります。

会長：支援拠点は計画に謳われていますけれども、いつまでの整備目標ですか。

事務局：29年度です。

会長：だから時期がずれるので、それをすると空白になってしまうからと、言うことでいいんですか。支援拠点到るとしたら、給付金がなくなった、それに変わる代替施策がないまま、支援拠点到るとすると、何も無いのが続いてしまうんですよ。よりは来年度、代替の施策としてこれがあがってきたと、という理解でいいんですか。

事務局：そうですね。本当に進めないといけない、相談支援もそうなんですけれども、やっていけないといけないところを施策としてあげています。

会長：支援拠点は計画で謳われていますんでね、あれはあれで、きちりと計画に載っている以上は充実させていかなくてはいけないのですが、会長代理は詳しいですか。

会長代理：これを言っているのかどうかわかりませんが、まず相談支援サービスに充実というのが言われているんですが、既に全国的に見ますと、姫路は47事業所ぐらいあるんですね。これからケアプランを立てるということになるのと事業所のケアプランに位置づけて福祉サービスを作るので、ここの特定が増えてきたから、いったん作りますと、ずっとそのまま続くので、本当にこれでいいのかというのは一つあります、特に岸和田は基幹相談支援センターをもっていて、委託相談も持っていて、特定相談も19事業所ですか、今、府内でもトップクラスだと思いますけれども、それぐらい相談事業所は増えてきているという中で、あらためてスーパーマンのような3障害対応できるような、そういう事業所というのは、

これは現実的には難しいだろうというふうに思います。やはりここは先程から出ているように地域生活拠点、いわゆるネットワーク型でもいいということなんですが、これをどんな風に整備をしていくかということを少し議論をした方が、レスパイト、もう待たなしですよ。当該障害者も高齢になってきていますし、親御さんも高齢になってきている、他市でもそうですけれども、親御さんが90歳になって認知症になる、子どもが60歳になる、もうたちまちお手上げでこの子どうしよう、高齢の方は施設はある、安倍首相もさらに580億円つぎ込んで特養を作るって言っている。障害のある子はずっとそういう環境に慣れていきますから、いきなり施設がたまたまあったとしても、環境に慣れないまま拒食症になって、3ヵ月後に死んでしまったとかね。そういう事例もあるわけですよ。そうすると、いわゆる少しそういったレスパイトといいますか、そういった機能を持ったところを、環境を整えて次のステップに踏み込めるような拠点を作っていく必要があるのではないかと、いうふうに思っています、それを目指す形で政策転換を行われてはいかかかと、今の時代ですから、すべて市が全部負担するというのは難しいというふうには思っております。やはり社会福祉法人の社会的貢献ということが言われています。社会福祉法人の方で、そういった拠点整備に手を挙げてくれるところ、それに運営補助費として余ったお金を提供して運営していただく。そうすると、たちまち今困ったときに、お引き受けして、次に行くまでの間レスパイトできる、あるいは自信を持って決められるような、そういう拠点を考えられていかれた方がこの額を、毎年これからつけるということになると相談支援事業を、充実はしていかなくてはなりませんけれども、特定事業所がどんどんこれから増えてくると思いますのでそういったところを考えたときにそういった施策は、もっておかれたほうがいいのではないかと、少し検討の余地、期間は要りますけれども、そういうワーキンググループを作って、そういうあり方を、ちょうど岸和田市も建て直しがあるから、そのところと絡めて社会福祉法人の社会貢献みたいなどころとあわせて運営できるような、そういう仕組みがあればいいかと、個人的には思っております。その辺のところができるかどうかということも、もちろんあると思いますけれども、個人的な意見としてはそういうところになります。

会長：有難うございました。支援拠点につきましては、ワーキングを作るとかして、具体的に検討を進めたほうがいいでしょうね。先程、委員の方からご紹介いただいたケースもそうでしょうが、レスパイトの機能って必要ですよ。

委員：その方なんか緊急性高いと思うんですよ。平成28年とか29年とか言っている場合ではないのでね、7項目出ているんですけども、例えば、その他8項目でね、緊急性の高い事案への対応の予備費みたいな感じでね、なんにでも使えるような緊急対応も考えていただけたらなって思います。

会長：重要ですよ。

委員：そういう方が新聞でね、そういう福祉サービスを手にすることができたら、こういうことにはならなかったのになという事案がありますよね。そういう悲しいことにもならないようにね、市の方も多分つかんでいると思うんですよ。でも施策がないから手を出せない、そうれなら予備費でちゃんと支えるのであれば、私たちも知っているのに何もできなかった、

会長：柔軟に対応できるような予備費を置いておいて、誰でもというわけにはいかないでしょうけど、それを検討する場があって、それはユニークですよ。

委員：勉強不足で申し訳ないですが、支援拠点って何ですか。レスパイトとか言ってますが、ショートステイできる場所ですか。

委員：何もかもです。一人障害を持っている子どもが生まれますよね、そしたら情報が要ったりとか地域の連携が要ったりとか、その人を支えるための人材育成が要ったりとか、福祉サービスが要ったりとか、いろんなことが要るわけなんです、その障害を持っている人に

対して。それを統括するような相談支援を、一人の障害を持っている人も回りにぐるんと医療も含め、すべての支援体制っていうんですかね。

会長：支援協を集約しているということですね。

委員：基幹相談支援センターは何をしているんですか。

会長：それは相談だけです。

委員：支援拠点は。相談機能をもっと充実したいということですか。

会長：サービス機能を持っているということですか。

委員：何のサービスですか。

会長：例えば、レスパイトでショートステイで泊まれる機能があったり、それを集約してあるので、そこの1ヶ所にいくといろんなニーズがいけるということですか。

委員：ワイルドカードみたいなものですか。

会長：まあ、そういうイメージです。

委員：今それぞれショートステイを施設はやっているのではないですか。それは全然役に立っていないということですか。

会長：それがばらばらになっているんです。集約されていないんです。

委員：例えば会長代理がいう、いきいきネットとか地域包括とか、いっぱい書いていますよね。相談支援センター。この前の会議でも相談支援センターは絶対に少ない。増やしてほしいという要望がありましたよね。なぜこんなにたくさん相談するところがあるのに、役に立っていないということですか。

委員：障害を持っている人を囲んだ支援はあるんですが、横のつながりがないんですよ。

委員：ネットワークというやつですか。それはしていないんですか。障害者支援課と福祉政策課と課が違うんですか。

委員：またがってしまうんですね。だからそこに親が行って、こっちにお願い、あっちにお願い、ということになります。

委員：そうなっているんですか。いきいきネットは誰を対象に、知的や精神などの障害は対象にしないんですか。地域包括はどうなんですか。

会長：人口は岸和田で20万人弱ですよ。だから生活上の課題を抱えてる方は相当数いるんですよ。経済的な困窮の方も含めてね。で、各種窓口は、障害の部分でもありますし、高齢者の包括もあるし、いきいきネット相談支援センターもあるし、結局そこが連携が取れていてどこでもいいから相談したらトータルに支援ができるかという、必ずしもそうはなっていないということですか。

委員：よく広報には、どこにでも相談に行ったらいいですよ、と書いていますよね。

会長：まずはね。だけど例えば緊急でレスパイトでちょっと泊まるところがほしいなと思って、今なかなか空きがなかったりするとね、施設と調整して何処が空いているかということみたいなことをしないといけないけれど、なければならないんですよ。

委員：それなら、いくらできても一緒じゃないんですか。ネットワークしてなかったら。

会長：だからネットワークは当然作っていかなくてはならないけど、障害の場合でしたら集約的にそういった機能を担う支援拠点を作りましょう、ということですか。

委員：障害種別に限っているのは2施設だけですか。いきいきとか包括には障害者は相談しないということですか。

会長：相談には乗っています。乗るけれども、地域包括は主として高齢者の、介護保険に基づく制度なんですね。介護保険の対象ではない人の相談にも乗るけど、そこを専門に相談に乗る機関ではないんですよ。いきいきネット相談支援センターは広くいろんな相談に乗りますけど、スペシャリストではないんですよ。例えば発達障害があるとか、精神障害があるとか、障害が重複していて大変な状況にあるときには、そこから障害者の支援センターに繋ぎ直すことになるという、ことです。

委員：ワンストップシステムが機能していないということですか。

会長：会長代理が言うように、スーパーマンにはなり得ないので、とりあえず相談に乗る、解決の見取り図ね、どんな風な支援ができるかということは、そこで考えることはできるけれども、

委員：支援拠点はそれができるところですか。

会長：基本的にはそれが一元的に対応できるところで、軽い方はそこへいかななくてもいいんですよ。一つか二つのサービスを使って、だけど医療的なニーズも必要だ、お父さんは仕事もやめて生活も大変になってきたみたいな、いろんな困難が重なっている場合には、そこで一元的に対応してもらえる機能が作れたらいいなど、これもだから具体は動かしていかななくてはいけないんでね、そこができたなら何でもできるというわけではないんですよ。そういう機能が持てるように工夫していかななくてはならない。

委員：難しいですね。夢みたいなものとは違いますか。それよりは今ある相談支援の窓口でネットワークを組んで、相談にいけるように、もっと充実したほうがいいのではないですか。

会長：だからそのあたりはワーキングでも作ってしっかり検討していかななくてはならないというところですよ。

委員：地域生活支援拠点に関しては7,500万円の枠とは別の予算での対応ということではないですか。

会長：これは見舞金とは別に、そもそも障害者計画で謳っているんで、それはそれでちゃんと市としてはするんですけれど、このお金をそこに充てて、より充実したものをという声があるということで、会長代理も早急にやったほうがいいのでは、ということですので、もう一度じっくり協議していただいて、実現の可能性というのがありますのでね、あと、社会福祉法人が社会貢献をしなくちゃいけないとなっているので、社会福祉法人と市が共有しながら、こういう機能を担っていただくというのもあるかと思います。

委員：地域生活支援拠点に関しては別に予算を取ってもらえるのですか。

会長：そういうことです。プラス、これもそこに予算をつぎ込んで、より良いものにできないだろうかという、ご意見がある、ということです。

会長代理：ちなみに今、大阪府内では豊中と、協議中は門真です。あともう一つ北摂で協議中ですが、地域生活支援拠点を作ろうということで、今、府と協議中でございます。情報提供だけさせていただきます。そうすると視覚障害や、どのような障害があっても、レスパイトであったりとか、困ったときに少し利用いただくとか、プラスになるのではないかなと考えております。

会長：あと、柔軟に対応できる、緊急性が高くて、当然その中で検討する場はいると思いますが、少しでもお助けできるというのも重要かと思います。岸和田なりに声を上げていただいていますので、声を取り入れながら施策を作っていくという文化がありますので、そういう形で展開できたらと思います。基本、こういうのは北摂が早いんですよ。ということで、ぜひいい方向に行けたらなと思います。ほかいかがですか。

委員：皆さん、いろんな意見を出していただいて、本当に切実なる悩みというのですかね、よくわかるんですね。うちの会は身体障害者で、身体障害者というのは等級も決まっているからというのでお話いただいているのですが、給付金をなくすということで、平等に使っていただけますよ、という説明はして、アンケートをうちの会でとったところ、9割近い人が残してほしいというご意見なんですよ。というのも若い方がいないんですよ、正直なところ。働いていない方、働けない方ばかりでね。1割強の方が多少でも裕福な方ですので、過去の年金ですかね、たくさんいただいている方が、いいのではないですか、という意見を出してくれてはいるのですが、実際のところそういうことなんです。絵に描いていただいているタクシーの助成ですが、これなんかも重度の方が結構いますので、チケットをいただくんですが、実際使えない、乗っていくところがない、施設に入っていると、

病院に入っているとかそういうことが多いので、タクシーのチケットをもらっても使ったことがない、という方がおられるんですよ。その反面、平等にという事で、3級とか、4級とかの下肢障害の方、1, 2級しかもらえないのですが、実際100メートル歩けない方がたくさんいるんですよ。だからタクシーに乗りたいたんですが、乗るとやっぱりお金がかかってくる。実際もらっているけど使わない方、だから分けてもらえないかなという、話をしたことがあるんですが、これに限らず列記されていることですかね、本当にいいことを書いていただいているんですが、うちの会員さんからしたらあんまり利用できない、これからだと介護保険にお世話になっていかないといけないのでね。平等で、ということで、皆さんの悩みもわかるし、この金の、7,500万円の中でどう分けるのかって思ったら、少しこちらに回してよなんて言えないので、言うつもりもなかったのですが、少し身体障害に対しても誤解を招いているように少し感じたので、メリットがないという意見にも納得できる場所があるんです。うちの団体も同じことだなと思うんです。うちの会員さんに関しては、もうあきらめやっていっているんです。大半の方が仕方ないなと理解はいただいているんですが、不公平、公平というところで見ると、やはり身体障害の高齢者にとっては不公平であるということを知っておいていただきたいなと思います。

会長：それは確かにそうですよね。あるものがなくなるんですからね。で、代替りの施策でどれだけ補えるかというとなかなかそうとはいかないので、そのあたりも考慮して、ということですね。せめてそういう声がある、ということ踏まえておかなくてははいけませんね。あとお手元に差別解消法の資料があるんですけども、時間がないので次回でいいですかね。ただ資料の第1項というところに、障害を理由とする差別等の、権利侵害の禁止というのがあり、これは、先程、委員がおっしゃっていた、精神障害の方だからうちはお断り、これはアウトです。障害を理由に断るとするのはアウトです。あと社会的障害の除去を怠る、という合理的配慮、障害があるということがわかっているのに、それを怠る、先程の通学に関して、痰の吸引とかが必要で医療的ケアが必要であるのにそれを怠った結果、子どもが学校に行けないとか、あるいは親が仕事をやめてまでも負担をしなくてははいけない、というのは、多分合理的配慮を怠っていることになるんですよ。ただ過重な負担を伴わない限り、ということで、後はコストとの話ということになってくるんですよ。ということですが、これも一概に決められないので、関係者が協議をして、ということになりますので、その声をあげていただいて、少しでも良くなるように解決策を模索するというように、いろんなところで多様な問題がありますので、そういうことをしないでいかなくては、と思います。ということで、いかがでしょう。少し時間をオーバーしましたが、今後の予定はどうなっていますか。

事務局：今後は、3月の下旬の予定をしております。

会長：ということで、今日のご意見を踏まえたうえでということですかね。

事務局：転換施策につきましては、今のところこれで政策決定会議にかけさせていただきます。地域生活支援拠点に関しましては、障害福祉計画にも載っていますので、今後、障害者施策推進協議会なり、自立支援協議会なりで、どういうふうに進めていくかということは、また考えていきたいと考えております。

会長：ワーキングを立ち上げるとかは、我々のことでできますんでね。自立支援協議会の中でもいいですけどね。

事務局：今、この協議会に出席していただいている方は、来年の3月で任期が終わるんですよ。だから新たに考えていかなくてはならないということですね。

会長：計画の見直しも始まるんですよ。

事務局：計画の策定もしていかないとはいけません。

会長：そういうことですので、ぜひよろしく申し上げます。本日はどうもありがとうございました。